

| | |
|-------|---|
| 件名 | 愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例 |
| 主管課 | 子育て支援課 |
| 根拠法令等 | 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(14年11月29日公布 15年4月1日施行) |

【条例の概要】

母子福祉資金貸付金のうち特例児童扶養資金貸付金について、所得の状況等により償還が困難となったと認められるときに償還未済額の一部の償還を免除することができるようにするため、免除条例を新規制定する。

(母子及び寡婦福祉法に条例に定めるところより一部免除を行うことができる規定が追加された。)

1 免除事由の規定

貸付を受けた者が償還することができないと認められる事由は次のとおり。

所得の状況 死亡 精神又は身体又への著しい障害

2 市町への事務移譲

特例児童扶養資金貸付金以外の母子寡婦福祉資金と同様に償還免除に係る申請の受付及び申請書の送付に係る事務を市町へ移譲する。

| | |
|-----|------|
| 施行日 | 公布の日 |
|-----|------|

【その他参考事項】

特例児童扶養資金貸付金について

| | |
|-------|---|
| 資金の内容 | 児童の扶養に必要な資金 |
| 背景 | 平成 14 年 8 月 1 日の児童扶養手当制度の改正に伴い、改正前から児童扶養手当を受給していた者に対する激変緩和措置として創設 |
| 貸付限度額 | 平成 14 年 7 月分の児童扶養手当の支給額と当資金の貸付申請の際に現に支給されている手当の支給額との差額 |
| 据置期間 | 貸付期間満了日又は児童が 15 歳に達した学年の終了日のいずれか遅い日から 1 年 |
| 償還期限 | 10 年以内 |
| 貸付期間 | 14 年 8 月 1 日～ 19 年 7 月 31 日まで |
| 貸付実績 | 2 件 |